

きんしん ANSER（アンサー）自動通知サービス利用規定

第1条 サービス内容

1. きんしんANSER（アンサー）自動通知サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関するご契約先（以下、「お客さま」といいます。）と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとしします。
2. 本サービスとは、電話・FAX等を使用して、お客さまの預金口座に対する振込等の取引・自動引落・入出金明細を自動通知するサービスをいいます。
3. 本サービスの取扱について、当金庫が受信した暗証番号および口座番号が届出の暗証番号および口座番号と一致した場合には、当金庫は受信した者をお客さまとみなし通知します。

第2条 反社会的勢力でないことの表明・確約

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとしします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第3条 取消・変更

1. 振込通知の発信金融機関からの重複発信等の誤入金の入金記帳を取消す依頼があった場合、またはその他相当の事由がある場合には、当金庫はその通知した内容について取消または変更をすることがあります。
2. 当金庫が本サービスで代金取立手形の取立済通知を取立済確定前に行った場合、当該手形が不渡りとなった時には当金庫は取立済通知を取消しできるものとします。また、お客さまは取立が確定するまではその資金を使用できません。

第4条 免責事項

通信混雑等による電話の不通および機器障害ならびに天災地変、その他やむを得ない事由により連絡応答が遅延すること、または不能となることがあっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第5条 手数料等

本サービスの利用期間中は、お客さまは当金庫所定の月額基本手数料（以下、「利用手数料」といいます。）および消費税（地方消費税を含む。以下同じ）を支払うものとします。当金庫は利用手数料および消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含む。）および当座勘定規定、その他当金庫が定める規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により指定された口座から、当金庫所定の日に自動的に引落しいたします。なお、当金庫は利用手数料を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

第6条 届出事項の変更

本サービスにかかる印章を失った場合、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更が生じた場合には、お客さまは当金庫所定の書面により取扱店宛に届け出るものとします。なお、届出事項の変更は当金庫の手續完了日時より有効とし、届出の遅延等により万一事故が生じても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 解約

1. 本サービスは、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客さまが次のいずれかに該当した場合、当金庫は本サービスを解約することができます。この場合、お客さまへの通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知をお客さまの届出住所にあてて発信した時に本サービスを解約さ

れたものとし、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 当金庫に支払うべき利用手数料の支払いが遅延した場合。
- (2) 住所変更の届出を怠る等により当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合。
- (3) 支払の停止または破産、民事再生の手続開始の申立てがあった場合。
- (4) 相続の開始があった場合。
- (5) 成年後見制度利用者となった場合
- (6) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- (7) 第2条第1項各号のいずれかに該当した場合、もしくは第2条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または第2条第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- (8) 番号等の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合。
- (9) 当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

第8条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を任意に変更できるものとし、変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第9条 契約期間

本サービスの当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にお客さままたは当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

以上